

区 民 の 声 の 公 表 （令和7年5月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
区役所通りについて	梅ヶ丘駅から世田谷区役所までの区役所通りを自転車で通行する際、道幅の狭さや路上駐車、街路樹のはみ出しなどが原因で通りづらいです。車に幅寄せをされることも多く、子供を乗せて走っていると危険です。また、歩道の広い箇所では、自転車が歩道を通行している場合もあり、ルールが曖昧で危ないと感じます。 道幅を少し広くして自転車専用レーンを作ってもらえるとありがたいです。	・自転車専用レーンについて 自転車専用レーンについて、ご意見を頂いた区役所西通りにつきましては、世田谷区自転車ネットワーク計画に基づき、自転車走行帯および自転車走行位置表示の整備を行っています。頂いたご意見も踏まえ、引き続き自転車・歩行者・自動車等がともに安全で快適に通行できる環境の整備に取り組んでいきます。 現場を確認したところ、街路樹(低木)の茂り方に差があることや道路の構造により、街路樹の一部が自転車走行空間へ張り出しやすい場所がありました。 ・街路樹について 街路樹については、公園管理事務所が刈り込み作業を行っているところですが、今回のご意見を踏まえ、改めて利用者目線での適正管理に努めていきたいと考えています。	土木部 交通安全自転車課 みどり33推進担当部 公園緑地課	交通安全自転車課 電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996 公園緑地課 世田谷公園管理事務所 電話 03-3412-7841 FAX 03-3424-2501 公園緑地課 北沢公園管理事務所 電話 03-5431-1822 FAX 03-3412-6847	令和7年5月7日	
保育園入園時期の多様化	12月に第二子を出産予定のものです。保育園について悩んでいます。 第一子は年度の前半に産まれたため、0歳児クラスから保育園に通い、復職することができました。第二子も同様に早めの時期に産めれば良かったのですが、授かりものである以上そうもいかず、結果としては0歳児クラスから入園するのは難しい状況です。 誕生日がだいたい年度後半以降の子供は、早くとも1歳児クラスからの入園が現実的な選択肢となっているのが現状かと思われしますが、例えば10月からの入園枠を事前に設けておく等の対応はできないのでしょうか？ 世田谷区はとても子育てに向いており、長くここで子育てをして行きたいと思っているので、何らかの対応ができると大変嬉しく思います。 ご検討のほど、どうぞよろしくお願い致します。	0歳児クラスについて、ご指摘のように、出生時期等によって入園のしやすさに差が生じているという現状があり、区としても改善に向けて検討を進めてきました。 そこで、令和7年度においては、年度途中における入園機会の均等を図る観点から、区立保育園において定員の調整を行いました。令和7年4月入園の受入れ枠の一部(各園1～2人分)を令和7年10月入園の受入れ枠としています。 例えば、三宿保育園では、4月入園で10人募集、10月入園で2人募集します。 年度途中の入園に関する定員につきましては、区としても重要な課題であると認識しており、今後も保育需要に即した定員の調整や入園選考についての検討を進めていきたいと考えています。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和7年5月7日	
世田谷区の助成について	世田谷区に在住しており、世田谷区にある中学校に子供が通っています。 今回テンプル大学で開催される国内留学プログラムに参加しようと確認したところ、世田谷区の助成は、世田谷区内の中学在籍者のみ対象とのことでした。 世田谷区に納税しており、世田谷区内の中学に通わせているのに、区立の中学のみ助成の対象とするのは、税金のあり方として不公平ではないでしょうか。	区教育委員会では、区立小・中学校の児童・生徒の学校での英語教育を充実させるとともに、学習の効果を高めるために、コミュニケーションができる体験の機会の確保にも取り組んでいます。 お訊ねのありましたテンプル大学と連携した国内留学プログラムも、その一環として区立小・中学校の児童・生徒を対象とする事業として、同大学が実施しているサマープログラムの定員枠の一部を確保し、実施しています。 しかしながら、区が確保できる定員枠や財源に限られる中、区立小・中学校の参加希望者についても、その一部しか受入れができていない状況です。現行、ご意見・ご要望に応えることは難しいと考えていますが、今後の事業実施の参考にさせていただければと存じます。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和7年5月7日	
公園施設へのバスケットゴールの設置要望	世田谷区立喜多見一丁目広場にバスケットゴールを設置して欲しいです。 近くの喜多見公園にもバスケットゴールがありますが、人気でいつも人が溢れています。近隣にはバスケットボール人口が非常に多いため、利用者の分散につながると思います。	区立公園は住宅街の小規模な公園が多く、バスケットボール利用については、掛け声やドリブルなどの音、ゴールネットの頻繁な破損、夜間や早朝の利用に対する苦情も多いのが課題です。喜多見一丁目広場は東名高速道路の高架下であり、特に音が響くことが懸念されます。 また、喜多見公園や大蔵運動公園など一定規模以上の公園でないと、特定の球戯用スペースの確保はむずかしい状況です。 ご要望は今後の公園の新設、拡張、改修の参考とさせていただきます。	みどり33推進担当部 公園緑地課	砧公園管理事務所 電話 03-3417-9575 FAX 03-3417-9573	令和7年5月7日	
北沢タウンホール屋上庭園について	下北沢周辺は公園が少ないため、北沢タウンホール屋上庭園のような緑を感じる場所は貴重だと思います。ただ、5月を過ぎると日差しも強く、屋根や日の光を遮るものがないため、昼間の利用は難しいと感じています。ピオーチもあり、子どもも喜ぶのにもったいないないと思います。日差しを遮る設備の設置をお願いしたいです。	当屋上庭園は、近隣にお住まいの方や親子連れ、保育園の散歩など、多くの方々にご利用いただいています。 ご指摘いただいた日差しを遮る設備につきましては、植栽による緑を活用した日よけの設置等を、専門業者に確認しながら実現の可能性を検討していきます。 いただいたご意見を参考にさせていただきながら、今後も皆様が快適にご利用いただける屋上庭園の管理に努めていきます。 (※令和7年7月 ベンチ上部に日よけを設置)	北沢総合支所 地域振興課	電話 03-5478-8000 FAX 03-5478-8004	令和7年5月7日	
携帯用防犯ブザー支給案内の発送時期について	4月末に私立、国・公立小学校へ入学した児童の保護者向けに携帯用防犯ブザー支給の案内が届きましたが、時期が遅すぎます。	携帯用防犯ブザーの支給は、区ホームページ(ページID:1948)でお知らせしていますが、区立以外の小学校へ入学した児童の保護者に対しては、郵送でのご案内も行っています。対象世帯集約の都合上、ご案内の発送時期を早めることは難しいですが、周知方法等は改めて検討します。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2686 FAX 03-5432-3067	令和7年5月13日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
多世代の居場所づくり	子供(学校に馴染めない)からお年寄りまで関係なく行けて、みんなの居場所になる場所がほしいです。 地域の人の特技などを活かして、いろいろなことができるといいと思います。 ほっとスクールなどがありますが、もっとたくさんいろんな場所があったらいいと思います。 無学年で、教科も誰でも学べて、探究とかもできたらいいと思います。 世田谷福祉専門学校が閉校したと聞いたので、その場所を使わせてもらえたらいいなと思いました。	・世田谷区社会福祉協議会では、顔の見える身近な地域で、お互いに助け合いができるよう高齢者・子育て世帯などのサロン活動に対する支援だけでなく、多世代交流の場としての居場所づくりやイベント開催なども各地で行っています。また、こうした居場所を支える住民参加の一つとして、経験や特技を活かした「特技ボランティア」を募集し、社会参加につなげる活動も行っています。 ・世田谷トラストまちづくりでは、地域共生のいえづくりを支援しています。「地域共生のいえ」とは、区内の建物オーナーが自宅や建物を開放し、地域の人々が交流や活動できる場として活用する取り組みであり、子育て支援の場、高齢者の集うサロン、子どもの地域の居場所、近隣の交流の場など、様々な地域ニーズの受け皿となるとともに、地域の新たな絆を生み出す場となっています。 現在、世田谷区内には23カ所の「地域共生のいえ」があり、オーナーそれぞれの生活に合わせた形で、自宅が開放されています。	保健福祉政策部 生活福祉課 都市整備政策部 都市計画課 保健福祉政策部 保健福祉政策課	生活福祉課 電話 03-5432-2767 FAX 03-5432-3020 都市計画課 電話 03-6432-7146 FAX 03-6432-7982 保健福祉政策課 電話 03-5432-2292 FAX 03-5432-3017	令和7年5月14日	
せたがやがやがや館のトイレ要望	週二度ほど、世田谷市民大学で「がやがや館」を利用しています。 4Fにおいて男子トイレは温水洗浄便座のトイレは車イス利用トイレだけです。 予算面もありでしょうが、3F、4F…いや全館の確認をお願いします。 できましたら、早急にご検討ください。	この度は、「せたがやがやがや館」のトイレの温水洗浄便座設置について、ご要望をいただき、ありがとうございます。区では、誰もが安心して利用できるよう、車椅子使用者トイレ等を整備していますが、温水洗浄便座の設置につきましても、利用者の皆様のご意見を聴きながら、施設の快適性の向上等に向けて、財源の確保などの課題も含め、検討していきたいと思います。 今後とも、快適で利用しやすい施設づくりに努めていきますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いします。	生活文化政策部 市民活動推進課	電話 03-6304-3176 FAX 03-6304-3597	令和7年5月15日	
区立小中学校へのタブレット配布について	子供が区立中学校に入学し、タブレットが配布されました。しかし、ACアダプタとケーブルの配布がなく、各自私物を使用するか、持っていない人は購入するようにと言われたそうです。これは、区として各学校に到達していることなのでしょうか。それとも、子供の通う中学校独自の対応なのでしょうか。 そもそも、持参の際には自宅で充電してくることを必須としているにもかかわらず、そのために必要なものを配布しないのは矛盾しているとも感じます。 区としての見解をご教示ください。よろしくをお願いします。	タブレットのACアダプタ、ケーブルの配布がないとのこと、ご不便をおかけしており申し訳ありません。現在、ACアダプタとケーブルが不足している学校について、順次配布を進めているところです。当課にご連絡いただけたら、当該の学校に状況確認をしたいと思います。 このたびは、大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和7年5月19日	
大蔵第2運動場 野プールについて	昨夏利用時、更衣室の床に髪の毛が多く不快でした。裸足で利用するため、更衣室の清掃を徹底し、快適に利用できる環境を整えてほしいです。	スタッフが定期的に巡回を行い、清掃等の対応をしておりますが、いただいたご意見を踏まえ、施設管理者とも情報を共有し、清掃体制や点検の頻度等、施設管理の見直しを行っていきます。	スポーツ推進部 スポーツ施設課	電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080	令和7年5月19日	
マイナンバーカードの更新手続きの短期化	総務省のマイナンバーカード有効期限通知書に基づき、郵送で更新申請を行いました。有効期限通知書に同封されていた資料には、市区町村から交付通知書が届くまで「申請から約1か月ほどかかります」と記載されていましたが、申請後1か月を経過しても交付通知書が届かなかったため、世田谷区のコールセンターに問合せたところ「交付通知書の発送までお時間を要しており、実際にマイナンバーカードがお手元に交付できるまでに数カ月かかる」との回答でした。マイナンバーカードの更新手続きが有効期限内に出来るように手続きの短期化をお願いします。	マイナンバーカードの交付についてご不便をおかけしておりますこと、深くお詫びします。 成人の方のマイナンバーカード更新が始まったことや健康保険証の新規発行が終了したこと等から、想定を大幅に超えて申請数が増加しており、マイナンバーカードのお受取りに係る交付通知書の発送につきまして、非常にお時間を頂戴している状況です。 また、区民の皆様にも少しでも早く交付できるよう、予約枠数につきまして、現在可能な限りの最大数を設けていますが、皆様にご満足いただける交付体制を提供させていただくことが叶わず、申し訳ございません。 マイナンバーカードセンター、各総合支所くみん窓口、出張所、臨時窓口でのマイナンバーカード受取の交付予約システムにつきましては、原則として、毎月最初の営業日(土・日曜、祝日、年末年始を除く)に翌月の予約枠を公開させていただいておりますので、ご確認ください。 交付通知書発送及び交付予約枠の切迫状況に関する広報につきましては、区ホームページ等の媒体を用いて周知を徹底します。 今後も予約枠の拡充や業務の効率化に努め、一日も早くご不便を解消できるよう尽力してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。	地域行政部 マイナンバー担当課	電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482	令和7年5月19日	
大原2-31広場でのルール	大原2-31広場でキャッチボールをしていたところ、自転車の練習をしている親子に、硬いボールでの球技は危ないから控えるよう言われました。大原2-31広場はバイクなどの乗り入れ禁止と書いてあるため、自転車の練習もしてはいけないと思いました。 また、近隣で球技が認められている公園がないため、キャッチボールやサッカーなどの球技ができる公園を設けてほしいです。球技がしたい人と小さい子供がいる家族の両者が安全に使えるような公園づくりを望みます。	世田谷区内にある公園の利用方法は、法律や条例に基づいて大枠が定められています。その中で、公園の規模や施設、利用状況等に応じて、区が公園や広場ごとに利用ルールを定めています。大原2-31遊び場につきましては、区内の他の公園と同様に「かたいボールでの球技禁止」としており、現地での提示も行っております。 次に、自転車の利用につきましては、子供の自転車練習等を想定した園内利用については可能としています。そのため、現地で「自転車の乗り入れ禁止」の掲示は行っていません。 公園利用は、他の利用者や近所の方々に迷惑のかからないよう、お互いに譲り合いながらご利用いただくことが大事と考えています。	みどり33推進担当部 公園緑地課	北沢公園管理事務所 電話 03-5431-1822 FAX 03-3412-6847	令和7年5月22日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
産後ケア施設	今年の4月に第二子を出産した世田谷区民ですが、産後ケア施設に入所できません。産後ケア施設の存在を妊娠届で確認し、利用内容はショートステイ、デイケアがそれぞれ7日間ずつとのことでした。家庭の事情で里帰りができないため、産後に一度、4泊5日で利用しました。その後、また利用しようと思い抽選の電話をしたところ全ての希望日で落選し、さらに1週間毎日申請しましたが全て落選しました。残りの日数を消化しないまま期限を迎えそうです。上記の内容のように、最初に合計14日間の補助があると聞きましたが、この状況では政策として破綻しているのではないのでしょうか？改善よろしく願います。	このたびは、世田谷区産後ケア事業へご意見をいただきまして誠にありがとうございます。また、ご予約の取りにくい状況が続いており、ご不便をおかけして申し訳ございません。ご予約が取りにくい状況を鑑み、世田谷区といたしましても至誠会第二病院の産後ケア事業(ショートステイ)や、アウトリーチ型を開始するなど拡充していますが、まだまだ区民の皆様のお声には十分に対応できていない状況と認識しています。現在、さらなる事業の拡充を検討しており、今後も皆様にご利用しやすいように事業の運営に取り組んでいきます。なお、ショートステイ、デイケアは産後4ヶ月未満を対象としていますが、アウトリーチ型につきましては、産後1年未満までご利用いただけます。デイケアと合わせて7日間までご利用可能ですのでご検討いただければと思います。また、育児のことでお困りのことがございましたら、お住まいを管轄する総合支所健康づくり課にてご相談をお受けしていますので、ご活用頂きますようお願いいたします。改めまして、この度は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。	子ども・若者部 児童相談支援課	児童相談支援課 電話 03-6304-7731 FAX 03-6304-7786	令和7年5月26日	
遊歩道の雑草伐採のお願い	喜多見駅東側、野川に沿って南に続く遊歩道全体に、雑草が大量に生えています。道幅が狭くなっており、歩行者と自転車走行者が衝突する危険があります。早急に雑草の一斉伐採をお願いします。	遊歩道の除草については、例年ツツジなどの低木の刈込み時期に合わせて作業を行っています。今年は6月下旬から、小田急線南側の野川上流から下流にかけて順次作業を行う予定です。	みどり33推進担当部 公園緑地課	砧公園管理事務所 電話 03-3417-9575 FAX 03-3417-9573	令和7年5月29日	
帰国後の一時的な保育ニーズに対する柔軟な支援制度のご検討のお願い	海外から、4歳と2歳の子どもを連れて世田谷区へ転入予定の者です。夫のみ海外に残ります。帰国後の一時的な保育ニーズに関する制度のあり方について、ぜひご検討いただきたいです。 【経緯と要望】 帰国直後の1～2か月間、役所での手続き、住居の整理、幼稚園の見学など、生活の基盤を整えるために多くの対応が必要となることが予想されます。こうした生活再構築の期間中、平日日中に子どもを預けられる環境がなければ、円滑な定住準備が困難であるというのが実情です。 今回、子ども2人を同じ認証保育所等に短期間だけ預けることを希望し、認定保育の申請を検討しましたが、「生活基盤の整備」や「就園準備」といった理由は、現在の制度では保育の必要性として認定されないとの回答を保育認定・調整課より頂戴しました。 【制度の硬直性と他自治体との違い】 制度上、認定には「月48時間以上の就労」などが要件とされていますが、他自治体では、「その他、区長が必要と認める場合」といった裁量枠を設けており、帰国直後の家庭などに対して一定の柔軟性をもって対応しているケースも見受けられます。 同じ「子ども・子育て支援法」に基づいて運用されているにも関わらず、自治体によって解釈や対応にこれだけ差があることに、正直なところ疑問と戸惑いを感じています。 【今後へのお願い】 家庭の状況に即した柔軟な支援制度があることこそが、子育て支援を掲げる自治体として望ましい姿ではないでしょうか。今後、海外から帰国する家庭や一時的な保育ニーズを抱える家庭に対しても、「就労、出産、病気、障害、介護、災害、求職、就学」以外の事由を一定の条件下で認められる制度の整備や運用改善を検討してください。	認証保育所は、就労などの要件に関わらず預けることができる保育施設です。そのため、月48時間以上の月極利用契約の場合、保育の必要性の認定がある方とは金額に差がありますが、認定がない場合でも保育料補助を受けることが可能です。詳細は区ホームページ「令和7年度認証保育所の保育料の補助について」(ページID:1509)よりご確認ください。 また今後、一時的な預かりが必要な場合がありますら、「一時預かり事業の種類および減免について」(ページID:22465)にて、月極保育以外のサービス、対象年齢、減免について掲載しており、各事業の詳細についてはリンク先が設定されていますので、参考にしていただければ幸いです。 保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法施行規則では、保育の必要性の要件として、就労や疾病等のほか、それに類するものとして「市町村が認める事由に該当すること」と定めており、世田谷区では、「死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること」としています(世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例施行規則第4条)。 ご意見については今後の参考とします。	子ども・若者部 保育認定・調整課	保育認定・調整課 電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和7年5月30日	